

さいたま市告示第986号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例(平成14年条例第109号)第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年6月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- | | |
|---------|------|
| (1) はり札 | 182枚 |
| (2) 立看板 | 6個 |

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時 別紙のとおり

3 保管場所

さいたま市北区本郷町1872番地

4 連絡先

- | | |
|--------|---------------------------------|
| (1) 担当 | さいたま市 都市局 都市計画部 北部都市計画指導課 都市管理係 |
| (2) 電話 | 048(646)3178 |

広告物及び掲出物件告示リスト

告示年月日 令和7年6月12日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件			除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	単位	年月日	時間	年月日	時間	
1	北区	立看板	3	個	5月21日	9:30 から 11:00	5月21日	11時00分	
2	岩槻区	はり札	27	枚	5月17日	9:00 から 16:00	5月17日	16時00分	
3	見沼区	はり札	46	枚	5月17日	9:00 から 16:00	5月17日	16時00分	
4	岩槻区	はり札	30	枚	5月24日	9:00 から 16:00	5月24日	16時00分	
5	見沼区	はり札	7	枚	5月24日	9:00 から 16:00	5月24日	16時00分	
6	大宮区	はり札	41	枚	5月20日	8:30 から 15:30	5月20日	15時30分	
7	大宮区	立看板	3	個	5月20日	8:30 から 15:30	5月20日	15時30分	
8	西区	はり札	31	枚	5月27日	8:30 から 15:30	5月27日	15時30分	
9									
10									
	合計	はり札	182	枚					
		立看板	6	個					